毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎告示

・歳入(寄附金)の収納の事務委託

○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正

・保安林の指定の解除の予定 (3件)

◎ 公告

• 落札者等

・令和5年度長崎県調理師試験の実施

・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見

・一般競争入札の参加者の資格等(2件)

• 落札者等

・指定確認検査機関の業務区域増加の認可

所管課(室)名

務 課

漁 政 課

林 政 課

スマート県庁推進課

国保・健康増進課

経営支援課 理

監 課

建設企画課

建 築 課

示

長崎県告示第300号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年3月30日

- 2 受託者の所在地及び名称
 - (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社さとふる
 - (2) 大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目1番25号 株式会社JTB ふるさと開発事業部
 - (3) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 株式会社トラストバンク
- 3 委託事務

地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号の規定に該当する「ふるさと長崎応援寄附金」 の収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年5月31日まで

長崎県告示第301号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第398号)の一部を次のように改正し、令和5年度 の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

			改正後						改正前		
別表	(第2条	 関係)				別表	(第2条	 関係)			
	女課関係					漁具					
	補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補助		補助金	交付の	補助事業の内容、	補助率	補助
	の名称	目 的	対象経費等	又は額	対象者		の名称	目 的	対象経費等	又は額	対象者
1 2	- 及び2	 略				1	- 及び2	略			
3	漁協機	地域の中	次に掲げる事業			3	地域を	漁協の機	次に掲げる事業		
	能向上	核的組織	に要する経費					能強化を			
	支援事	としての	(1) 経営計画等	<u>(1)</u> <u>2</u>	(1) 水産		協機能	図り強い	(1) 漁協指導力	<u>(1)</u> <u>2</u>	(1) <u>長崎</u>
	業費補	漁協機能	策定支援事業	<u>分の</u>	業協同		強化支	漁業経営	強化研修事業	<u>分の</u>	<u>県漁業</u>
	助金	の向上を	組合が課題	1以	<u>組合</u>		援事業	体をつく	<u>漁協役員及</u>	1以	協同組
		図るた	解決を図るた	内			費補助	<u>るため、</u>	び管理職員の	内	<u>合連合</u>
		め、経営					金	漁協指導			会
		計画の策						事業の強	の向上並びに		
		定、合併						化、経営	組織再編推進		
		推進及び						不振漁協	のために実施		
		<u>漁協の人</u> 材育成の	を策定する際 行う経営診断					の財務改	する研修、指		
		が をめの取	<u>11 7 経呂彰</u> 例 等に要する経					<u>善、組織</u> 再編等に	<u>導・経済事業</u> の担当者の技		
		組を支援	一一字に安りる柱 費					よる経営	術の向上に資		
		<u> </u>	(2) 合併啓発等	(2) 2	(2) 長崎			基盤強化	する先進事例		
		<u> </u>	支援事業	<u>分の</u>	県漁協			の取組を	等に関する現		
			組合の役職	1以	合併推			支援す	地研修及び指		
			<u></u> 員、組合員等	<u>一</u> <u>力</u>	進委員			<u>る。</u>	導等の活動に		
			を対象として		会				要する経費		
			行う合併推進						(2) <u>漁協経営指</u>		(2) <u>長崎</u>
			のための啓発						<u>導推進事業</u>	<u>分の</u>	<u>県漁業</u>
			活動、研修会						経営不振漁	1以	協同組
			の開催、合併						協の経営の改	<u>内</u>	合連合
			検討組織の運						善を図るため		会 (JF
			営及び合併実						<u>に行う各種事</u>		経営指
			務の指導等に 悪せる奴弗						業の調査及び 分析、財務改		<u>導長崎</u>
			<u>要する経費</u> (3) <u>役職員等育</u>	(3) 2	(3) 長崎				<u> </u>		<u>県委員</u> <u>会事務</u>
			成支援事業	<u>め</u> 2	県漁業				及び進捗管理		局)
			組合の役	1以	協同組				指導等に要す		7-07
			員、職員を対	内	合連合				る経費		
			象として行う		<u>会</u>				(3) 漁協財務改	(3) 2	(3) 漁業
			デジタル化の						善支援事業	<u>分の</u>	協同組
			推進、収益確						経営不振漁	1以	合
			保や地域振興						協が財務改善	内	
			に繋がる漁協						計画策定のた		
			経営に係る研						めに実施する		
			修に要する経						経営診断の実		
			<u>費</u>						施に要する経		
									費	(4) 0	(4) 油井
									(4) 漁協合併計 画第完支採車		(<u>4</u>) 漁協
									<u>画策定支援事</u> 業	<u>分の</u> 1以	<u>合併検</u> 討組織
									<u>本</u> 合併検討組	内内	H 3 小□ 小村父
									<u> </u>		

4及び5 略					織策という。 一般では、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一	<u>分の</u>	(<u>5</u>) 長 <u>崎</u> <u>県漁</u> <u>金</u> 金
6 漁業 本者経フート (1) 本者経フート 保業 施 (22年3) 第3037 号にがる漁油で対る 第9 にがる 漁油で 安 (1) を	要する経費 燃油セーフ	6	漁 業 経 営 セーフ	本者経営テッキの事の表別を表別である。本名を対している。	年度 伊うの所は 行のの所は でを 手が、 での 手が、 での での でで での でで での での での での での でいた での の でいた でい がい の でい がい の でい がい たい の の りた いか かれ いか に いか に りた りた いか は りた は りた は りた は りた は りた は りた は りた は り	略	

		育成を図る。						育成を図る。			
7	略					$\frac{1}{7}$	L 略	90			
8	水産業 デジタ ルカ向 上支援 事業費	ツ活る育援と価の受る業生上効ルで材をる、騰響て内等性業化をきの支こ物等をい漁の向務を	次に掲げる事業に要する経費(1) 人材育成に 係る経費(2) 機器等の導 入に要する経費	<u>3分の</u> <u>2以内</u>	知事が適 当と認め る県内漁 業者等		PH.				
ᄼᆇᆚᅜ	· 4c: 60 au F	図る。				34. A	44C CD 3H 4	HH 155			
	振興課	関係 交付の	補助事業の内容、	浦 助	補助		送振興課 補助金	関係 交付の	補助事業の内容、	油 助 夾	補助
	無助金 の名称	日的	無助事業の内容、 対象経費等	州助学	無 期 対象者		棚助金の名称	受刊の目的	補助事業の内容、 対象経費等	州助学	佣 以 対象者
		<u> </u>	八家胜真节	入口	八多石	1 1		略	八家胜真守	入で限	八多石
			クルマエビ種苗	340	略	3	長崎県		次に掲げる事業		略
				3分の 2以内	哈		1				哈
			放流等事業	2以内					に要する経費	(1) =	
	共同放流推進	て、資源の見復れ	クルマエビ 種苗の購入、				共同放	の回復及	(1) <u>トラフグ種</u> ### 英英東業		
		の回復及びは結婚					1		苗放流等事業	<u>分の</u>	
	事業費	び持続的	標識装着、種				事業費補助金		トラフグ種	4以	
	補助金	利用を図	苗の放流、検				佣助金		苗の購入、標	内	
		る。	討方策等の協					る。	識装着及び種		
			議等に要する						苗の運搬に要		
			経費						する経費	(0)	
									(2) クルマエビ	_	
									種苗放流等事	分の	
									業	2以	
									クルマエビ	内	
									種苗の購入、		
									標識装着、種		
									苗の放流、検		
									討方策等の協		
									議等に要する		
									経費		
4~	~ 6 略					$\rfloor \mid 4$	~6 略				
						7	新たな	漁業法	資源管理目標達	2分の	漁業協
							資源管		成のため、資源		組合
									管理対象魚種の		漁業協
							事業費		資源増大を目的		組合等
							補助金		として放流する		構成す
									種苗の購入、標		団体
									識装着及び種苗		l
							l	你官理武	概数個及い準田		
								画」から	の運搬に要する		
									の運搬に要する		

	産経営課								至経営課					
		略		,	1	1				略	l	,		
3	漁村を 支える 人づく り事業	村を支え る人材づ くりのた め、漁業	に見	こ掲げる事業 要する経費 略	- 分の 1以		市町	3	創る持 続可能 な漁村 推進事	な漁村づ くりの推 進、漁業 就業者の	に	こ掲げる事業 要する経費 略	2分の 1以内	市町
	費補助 金	就業者の 成及就定 規の 援、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(2)	略	内 (2) 2 分の 1以 内	一長業合長網同一法県	奇岛重奇魚组役人以图公市県同合県業合社長西漁町漁組会旋協 団崎底業		<u>業費補</u> 助金	確保・育成及変業者の進金を図る。	(2)	略	2分の1以内	市長業合長網同一法県曳協町崎協連崎漁組会旋協 団崎底業
			(3)	略	(3) 2 分の 1以 内	(3)	市町				(3)	略	2分の 1以内	市町
				新者業 き業漁す き業受業に費 若業換化 は、	<u>イ</u> <u>6</u> <u>分の</u> <u>1以</u> <u>内</u> <u>4</u> <u>2</u> <u>分の</u> <u>1以</u> <u>内</u>	(4)	市町				主 主 <u> </u>	漁業定着支援 を事業 を 一般 を 一	<u>2分の</u> <u>1以内</u>	市町

営安定のための研修の実施に要する経費 (5) 漁村づくり 先進地視察研修事業 漁村づくりの推進を図るために行う視察研修に要する経費	
	4 定置網 定置網経 次に掲げる事業に要する経費に要する経費 漁業育 営体が行 (1) 気象対応型 (1) 2 (1) 定置 事業費 風や急潮 漁具改良等支援事業 2 分の 組漁業 等の気象変化に対応した漁長、漁ろう機器の向上等に対する支援を通して、関係と変がの迅速がする支援を通して、関係となる漁ろう機関と連携しながらモデル度に要する経費
4 略 5 新たに チャレ の活性化 ンジ水 のため に要する経費 (1) 経営計画支 接対策事業 経営計画に 基づき、経営 助金 監督 を経営 かられる を援事 を援事 を表達 本の地域 をおき、経営 力強化を目指 か高業者等 が行う経 人及びグルー	営モデル を確立することで 漁具の改良、漁ろ う機器の 向上等を 推進し、 定置網経 営体の経 営改善を 図る。 漁ろう機器機 能向上支援事 差等の迅速な 網揚げや再設 置等に必要と なる漁ろう機 器等の導入等 に要する経費 に要する経費 の と、機器の 経等の必要と なる漁ろう機 器等の導入等 に要する経費 に要する経費 略 5 略 6 持続可 能な新 水産業 の実現の 創造事ために漁 業費補 協等が行 助金 次に掲げる事業 に要する経費 (1) 経営計画支 援対策事業 経営計画に 支がき、所得 向上を目指す 漁業者、法人 するとと 及びグループ

1	-1 A/ /II	1-411	I	1 1			ا ا	- * + - *	
	び、漁協	に <u>対して</u> 市町					<u>いスマー</u>	<u>つき、</u> 市町が	
	<u>等が行う</u>	が補助を行う					<u>トな漁業</u>	補助を行う場	
	計画的な	場合におい					経営体の	合において市	
	施設整備	て <u>、</u> 市町が当					育成を支	町が当該補助	
	を支援す	該補助の対象					<u>援する。</u>	の対象とする	
	<u>る。</u>	とする経費						経費	
		(2) <u>漁業基盤強</u>						(2) 地域施策展	
		化支援対策事						開支援対策事	
		業						業	
		一 補助対象者						— 補助対象者	
		が行う海業推						が行う <u>浜の活</u>	
		進や省力化・						力再生プラン	
		省人化、カー						及び地域別施	
		ボンニュート						策展開計画に	
		ラル等の取組						基づく持続可	
		に要する経費						能な水産業の	
		と安りる柱質 又は市町以外						実現を目指す	
		の者が当該取							
								地域一体と	
		組を行うため						なった取組に	
		に要する経費						要する経費又	
		に対して市町						は市町以外の	
		が補助を行う						者が当該取組	
		場合におい						を行うために	
		て <u>、</u> 市町が当						要する経費に	
		該補助の対象						<u>つき、</u> 市町が	
		とする経費						補助を行う場	
								合において市	
								町が当該補助	
								の対象とする	
								経費	
		(3) 漁場生産力						(3) 漁場生産力	
		維持回復緊急						維持回復緊急	
		対策事業						対策事業	
		補助対象者						補助事業者	
		が行う赤潮、						が行う赤潮、	
		災害等による						災害等による	
		漁場生産力の						漁場生産力の	
		低下防止及び						低下防止及び	
		維持回復を図						維持回復を図	
		経持回復を図しる緊急性が高し						維持回復を図 る緊急性が高	
		い取組に要す						い取組に要する。	
		る経費又は市						る経費又は市	
		町以外の者が						町以外の者が	
		当該取組を行						当該取組を行	
		うために要す						うために要す	
		る経費に対し						る経費に <u>つ</u>	
		て市町が補助						<u>き、</u> 市町が補	
		を行う場合に						助を行う場合	
		おいて <u>、</u> 市町						において市町	
		が当該補助の						が当該補助の	
		対象とする経						対象とする経	
		費						費	
<u>6~12</u> 略	ξ.	ı			<u>7</u> ~	13 略		I	
~	•			1 L	<u></u> _	<u> </u>			

	支援事		に向けた取組に 要する経費	1以内	経続金け付にさ漁経続事お支関てをた協合営補にる事採れ業国営補業い援と委受漁同等継助お交業択た者の継助にて機し託け業組
15		漁船に費援油の図	次に掲げる事業に要する経費(1) 所属組合員が実施する要用	(1) 所組員船清にす費を計たし、組員者たの限を別り、各属合の底掃要る用合し額と、合1当り上額を別り、	<u>漁業協同</u> <u>組合</u>
			(<u>2</u>) 当該事業に 係る事務経費	とる (2) 底掃実す所組	

											<u>員1</u> <u>者当</u> たり 1,000 円	
水產		通課関係	I	ı	ı	_	水產		通課関係		ı	I
	補助金	交付の	補助事業の内容、					補助金	交付の	補助事業の内容、		補助
_	の名称	目的	対象経費等	又は額	対象者			の名称	目的	対象経費等	又は額	対象者
1	<u>長崎の</u>	魚食普及	次に掲げる事業				1	長崎海		次に掲げる事業		
	<u>さかな</u> 魅力発		に要する経費(1)略	(1) 略	(1) 略			<u>の恵み</u> 消費拡	水産物の 消費拡大	に要する経費 (1) 略	(1) 略	(1) 略
	<u> </u>		(2) おいしい魚					大事業	を図る。	(2) おいしい魚		(2) 市町
	費補助		P R · 食育 <u>·</u>	(Z) Z 分の	町、-	.		費補助	<u> 200.</u>	PR・食育推	(Z) Z 分の	<u> </u>
	<u>金</u>	の取組を	地産地消推進	1以	般社[<u>金</u>		進事業	1以	団法人
		支援す	事業	内。	法人			_		<u>県産魚</u> の P	内。	長崎魚
		<u>る。</u>	<u>県産水産物</u>	ただ	崎魚下	11				R <u>及び</u> 魚食に	ただ	市場協
			(加工品を含	し、	場協会	11				よる食育を推	し、	会
			<u>む。)</u> のPR	補助						進する水産イ	補助	
			<u>と</u> 魚食による	金交 付対	産業情	_				ベントの開催 に要する経費	金交付対	
			食育 <u>や地産地</u> 消を推進する	象者	法(日	_				に安りる柱質	象者	
			水産イベント	が市	和23年	_					が市	
			の開催に要す	町の	法 往	_					町の	
			る経費	場合	第24						場合	
				は、	号) (ح					は、	
				市町	定める	_					市町	
				が県	水産乳	_					が県	
				費以	協同組	_					費以	
				外に 補助	<u>合()</u> 業協「						外に 補助	
				一つかっている	組合)						サる	
				額と	<u> </u>	-					額と	
				同額							同額	
				以内							以内	
				とす							とす	
				る。							る。	
				(3) 2	(3) 水屋							
			(3) 「水産県な	<u>分の</u>	業協同							
			がさき魅力発 信」展示・商	<u>1以</u> 内	<u>組</u> 往 法(日	_						
			談会支援事業	<u> </u>	和23年							
			大消費地等		法 往	_						
			で開催される		第24							
			商談会、展示		号) /							
			会 (リモート		定める	5						
			開催含む。)		水産							
			の出展、参加		協同組	_						
			等に要する経		<u>合()</u> 类切[
			<u>費</u>		<u>業協同</u> 組合、							
					漁業情	_						
					同組合	_						
					連							
					会、7							

		次に掲げる事業	(4)及び (5) 略	で代のが、、 及営い 規定あのる。 (4) 略	2	水産加工	<u>(4)</u> 事業	
卢	産物国 品の商品 内販売 力向上及 強化事 び新たな			(1)及び(2) 水産業		力向上及	2 5	の (1)、(内 び(

業費補 需要を取 業費補需要を取 上のためのデ 協同組 談会等出展支 水産業 助金 込むこと ジタル技術活 合 法 助金 込むこと 援事業 協同組 で県産水 用推進事業 (昭和 で県産水 合 法 大消費地等 産物の販 デジタル技 23年 産物の販 で開催される (昭和 術を活用した 路拡大を 法 律 路拡大を 商談会及び 23年 図るとと 第242 図る。 法 律 商品の開発、 展示会(リ もに、デ 改良、生産、 号) に モート開催を 第242 販売、管理等 ジタル技 定める 含む。) の出 号) に 定める 術の活用 による効率化 水産業 展、参加等に 漁業協 による安 に必要な設 協同組 要する経費 定的な生 備・システム 合(漁 (3) 消費者ニー 同組 業協同 産体制等 等の導入に要 ズ対応商品開 合、漁 の確保 発・改良支援 業協同 する経費(設 組合、 を推進す 備・システム 漁業協 組合連 機器等整備事 等の導入に伴 同組合 業 <u>合会、</u> <u>る。</u> う施設改修を 連 合 消費者ニー 水産加 工業協 ズを捉えた県 含む。) <u>会、水</u> 産加工 産水産物の商 同 組 <u>合、</u>業 業協 品開発・改良 同 組 種別漁 及び流通に必 要となる機器 業協同 <u>合</u>)、 中小企 等の整備に要 組合、 業等協 する経費 中小企 業等協 同組合 同組合 法(昭 和24年 法(昭 和 2 4 法 律 第181 年法律 号) に 第181 号) に 基づく 法人、_ 基づく 水産加 法人及 工業者 び漁業 協同組 (長崎 俵物認 合、漁 業者、 定商品 の保有 水産加 <u>業</u>者 工業者 に 限 等が組 織する る。) 及び漁 団体 業協同 (構成 組合、 員3者 漁業 以上で 代表者 者、水 の定め 産加工 があ 業者等 が組織 り、か する団 つ、組 体(構 織及び 成員3 運営に 者以上 ついて で代表 の規約 者の定 の定め

(3) 略	のののがも限 が、、及営い規定あのる。 が、、及営い規定あのる。 業組法の産同(協合会産業組及小等組にく 産門合定水協合業組合水工同)中業同法づ人	(<u>4)</u> 略	がも限(「業グプとう及産工(俵定の業限(「崎物業とう」業組にる協合業組合水工同合種業組中業同あのる以 ル)が、業長物商保者る以 認者)水協合定漁同、協合会産業 、別協合小等組るに。下協化一」い)水加者崎認品有に。下長俵定」い)産同法め業組漁同連、加協組業漁同、企協合
	<u>産加工</u> 業協同 組合) 及び中 小企業 等協同 組合法 に基づ		工業協 同 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

長崎県告示第302号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所 長崎市平戸小屋町273、287
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

長崎県告示第303号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所 対馬市厳原町安神字陰上原241の62から241の66まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

長崎県告示第304号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所 対馬市厳原町安神字陰上原241の67から241の70まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由
 道路用地とするため

公 告

落札者等(公示)

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等の名称及び数量
 - Microsoft365管理システムライセンス (48か月) 6000本
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 長崎県総務部スマート県庁推進課(電子県庁推進班)〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2235
- 3 契約方法
 - 一般競争入札
- 4 落札決定日 令和5年2月7日
- 5 落札者 長崎県長崎市田中町585番地5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濵口 晴樹

6 落札価格

13,296,000円 (消費税及び地方消費税は含まない。)

7 入札公告日

令和 4 年12月27日

8 落札方式

最低価格

令和5年度長崎県調理師試験の実施(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。 令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験期日 令和5年10月28日(土)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験地 長崎市及び佐世保市
- 3 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
- 4 出題数及び出題形式 全60間、マークシートによる四肢択一方式
- 5 受験資格 次の二つの要件を具備すること。
 - (1) 学歴 次の各号の一に該当するものであること。
 - ア 中学校を卒業した者
 - イ 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - ウ 旧中学校令による中等学校の2年の課程を修了した者
 - エ 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - オ 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - カ 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
 - キ 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - ク 内地以外の地域における学校の修了者であってイ 、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
 - ケ 旧国民学校令による国民学校の初等科を終了した者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を終了した者であって調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事したもの
 - コ その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者
 - (2) 調理業務従事の経験

調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者((1)のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。)

※正規職員以外(パート・アルバイト)の場合は、週4日以上かつ1日6時間以上又は、週5日以上かつ1日5時間以上の勤務(実働)を原則とする。

- 6 受験手続
 - (1) 提出書類

ア 受験申請書 1部

イ 受験票・写真台帳 1部

(上半身、無帽、正面向きで6か月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験都県、氏名及び生年月日を記入したものを所定の台紙に貼付すること。)

ウ 受験手数料の領収証書 1部

(振込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。)

- エ 受験票送付用封筒 (84円分の切手を貼付すること。) 1部
- オ 卒業証明書 1部(最終学歴のものでなくても可)
- 力 調理業務従事証明書 1部

(調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類(5(1)ケに該当する者は別に5年間)の調理業務従事証明書を添付すること。)

- キ 印鑑登録証明書又は印鑑証明書(該当者のみ)
- ク 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等 1部

(卒業証明書、調理業務従事証明書及び過去の調理師試験の受験票(原本)の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6か月以内に交付されたもの)

- * なお、長崎県が実施した令和元年度以降の調理師試験の受験票(原本)を提出する場合に限りす、 カ又はキの書類を省略することができる。
- (2) 受験手数料 6,400円(所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。)
- (3) 受験願書の受付期間及び提出先

令和5年5月8日(月)から同年6月2日(金)までの間に、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当(住所:7103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5 階 電話番号:03-3667-1815)に「簡易書留」で郵送提出すること。

- (4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。
- 7 合格者の発表
 - (1) 合格者は令和5年12月15日(金)午前10時に公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関及び各保健所に掲示する。
 - (2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。
- 8 その他
 - (1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当に問い合わせること。
 - (2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県福祉保健部国保・健康増進課又は公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒(大きさは問わない)の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し140円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和5年5月8日(月)から同月19日(金)までの期間に到着したものに限り受け付ける。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 佐世保藤原町複合商業施設

長崎県佐世保市藤原町352番6 外

2 届出の概要

大規模小売店舗における代表者の氏名に関する届出事項の変更

- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者 佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容 意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

一般競争入札の参加者の資格等(公告)

令和5年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年長崎県規則第77号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 工事に関する調査、設計及び測量業務

2 一般競争入札に参加することができない者

次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者(加入義務のない者は除く。)
- 3 申請の時期

随時

- 4 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
 - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
 - ウ 技術者経歴書
 - エ 長崎県税の未納がない証明書の原本(長崎県内に営業所等を有する者に限る。)並びに消費税及び地方 消費税の未納がない証明書の原本(消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行ってい る者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明デー タシート(その3/未納税額のない証明用)を添付すること。)

電子納税証明書送付先アドレス s08010@pref.nagasaki.lg.jp

- オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
- カ 2(4)に該当しないことを証する書面
- (2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

(電話) 095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

- 5 一般競争入札参加資格の認定
 - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。
 - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。
 - なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年長崎県告示第975号)の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

一般競争入札の参加者の資格等(公告)

令和5年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年長崎県規則第77号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業種の区分

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第2項に定める建設工事の種類による。

- 2 一般競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
 - (4) 令和3年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評定値通知書を受け取っていない者
 - (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
 - (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者
- 3 申請の時期

随時

- 4 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書(建設工事)
 - イ 工事経歴書
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 総合評定値通知書の写し(令和3年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの)
 - オ 長崎県税の未納がない証明書の原本(長崎県内に営業所等を有する者に限る。)並びに消費税及び地方 消費税の未納がない証明書の原本(消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行ってい る者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明デー タシート(その3/未納税額のない証明用)を添付すること。)

電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp

- カ 委任状 (建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合)
- キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- (2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#kengai

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

(電話) 095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。 2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札 参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

- 6 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
 - 一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和6年3月31日までとする。
 - (2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年長崎県告示第975号)の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特定役務の業務の名称

令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部建設企画課(技術情報班)

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和5年3月24日

5 落札者

長崎市栄町5番11号

株式会社 NDKCOM 代表取締役 榎 一弘

6 落札価格

52,580,000円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

7 入札公告日

令和5年2月7日

8 落札方式

最低価格

指定確認検査機関の業務区域増加の認可(公告)

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の22第1項の規定による指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認可日
 - 令和5年3月27日
- 2 指定確認検査機関の名称及び住所 一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター 長崎市元船町17番1号
- 3 増加した業務区域 大村市の区域

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 長崎市樺島町八番十二号 株式会社

号 株式会社クイックプリント